CORPORATE GOVERNANCE

Media Five Co.

最終更新日:2022年8月26日 メディアファイブ株式会社

代表取締役社長 河野 活 問合せ先:管理本部長 川上隆幸 証券コード:3824

https://www.media5.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

$m{I}$ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを重要課題として認識しており、透明性の高い健全なコーポレート・ガバナンス体制及び企業倫理の構築に向け、鋭意改善努力を行っております。また、コンプライアンスの徹底、経営の透明性と公正性の向上及び環境変化への機敏な対応と競争力の強化を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則について全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
上野 英理也	222,900	22.61
メディアファイブ社員持株会	82,700	8.39
株式会社開心社	58,900	5.97
秀島 正博	45,800	4.65
山本 大助	45,000	4.56
稲田 清崇	42,600	4.32
村山 孝	38,200	3.87
宮後 広	30,000	3.04
村山 滋	28,500	2.89
中須 龍二	15,000	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	福岡 Q-Board
決算期	5月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

■経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

正为	腰 丛	会社との関係(※)										
八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	周江	а	b	C	d	е	f	g	h	i	j	k
岡 崇史	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「〇」、「過去」に該当している場合は「 Δ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡 崇史	0	経営陣との間で特別な利害関係を有して おらず、一般株主と利益相反の生じる恐 れがないと判断されるため、独立役員とし て指定しております。	他社の取締役に就任していた経緯から、豊富な経験及び企業経営に関する幅広い知見を有しており、経営全般に助言を頂戴しコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役としております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人を設置しておりますが、監査法人の監査に立会うことや、意見の交換を積極的に行う等、会計監査と監査役の連携を図っております。内部監査に監査役が立会い内部監査室との連携を図っております。また、内部監査の指摘事項が改善されているかの確認を監査役が行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数更無	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数 <mark>更新</mark>	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
A4	周1工	а	b	C	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m
金堂 義宰	他の会社の出身者													
桝本 美穂	弁護士													
立石 浩将	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「 Δ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	選任の理由	
金堂 義宰	0	経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断されるため、独立役員として指定しております。	金融機関において蓄積した知識及び経験等を 当社監査体制の強化に活かせると判断したた めであります。
桝本 美穂	0	経営陣との間で特別な利害関係を有して おらず、一般株主と利益相反の生じる恐 れがないと判断されるため、独立役員とし て指定しております。	会社経営に関与された経験はありませんが、 弁護士としての知識及び経験等を当社監査体 制の強化に活かせると判断したためでありま す。
立石 浩将	0	経営陣との間で特別な利害関係を有して おらず、一般株主と利益相反の生じる恐 れがないと判断されるため、独立役員とし て指定しております。	会社経営に関与された経験はありませんが、 公認会計士としての豊富な知識及び経験等を 当社監査体制の強化に活かせると判断したた めであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数更無

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状では、特段必要との認識はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書のコーポレート・ガバナンスの状況及び事業報告の会社役員の状況で開示しております。 2022年5月期の取締役に支払った報酬の総額は75百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし.

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役のサポートを行う専任者は設けておりませんが、必要な場合には、管理本部及び内部監査室の担当者がそれぞれサポートを行っております。また、取締役会の3営業日前までに事前に関連資料等の配布を電子メールを用いて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更無

Ⅰ 取締役会

取締役会は、取締役4名で構成されております。定時の取締役会は、毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催しております。 取締役会においては、経営上の重要事項は全て審議され、業績の進捗状況等についても詳細な報告が行われております。

2. 監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、現在常勤監査役1名(社外監査役)、非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)の3名体制となっております。監査役は、取締役会に出席して、独立的な立場からの意見具申を行うほか、内部監査や監査法人と連携をとった業務監査及び会計監査を行っております。

3. 内部監査

社長直属の内部監査室(専任者1名)を設置し、年間監査計画に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況や職務執行の手続き及び内容の妥当性につき内部監査を実施しております。監査結果は随時社長に報告され、必要に応じて被監査部門に対して是正・改善指導を行っております。

4. 本部連絡会議

業務執行を強化するプロセスとして、取締役会とは別に、取締役及び各部門責任者等から組織される本部連絡会議を開催し、業務執行に関わる内部牽制を行っております。

5. リスク管理委員会

管理本部担当取締役及び各部門責任者から組織されるリスク管理委員会を設置し、発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備及び発生したリスクへの対応等を行っております。

6. 会計監査の状況

当社は会計監査業務を三優監査法人に委嘱しております。第26期事業年度において監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

植木貴宣、大神匡

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士5名、会計士試験合格者1名、その他1名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会と取締役会から独立した独任制の監査役会から構成される監査役会設置会社方式を採用しております。現時点におきましては、常勤監査役と半数以上の社外監査役から構成される監査役会により監査を実施しており、実効性のあるガバナンスを実現できていることから、当該体制を採用しております。

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

2. IRに関する活動状況 **医**無

	補足説明	代表 自身に よる説 明の有 無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2023年5月期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施は 不透明であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIRに関するページを設け、IR資料・IR情報等を適宜掲載 しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部内にIR担当者を配置しており、担当は管理本部長川上隆幸であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補	足	説	昍
пт.	ᄮ	ㅁᄼᆫ	~,

ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定 すべてのステークホルダーに対して、金融商品取引法並びに証券会員制法人福岡証券取引所の定める適時開示規則に則り、適時適切な情報提供に努めてまいります。

11 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 東無

1. 当社及び子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

内部監査室を設置し、当社及び子会社の内部監査を定期的に実施することで、各部門の活動状況が法令及び定款に適合することを確保するとともに、社内諸規程及び運用マニュアルに準じて業務が適正及び効率的に行われていることの検証を行う。加えて、当社代表取締役社長に内部 監査状況を報告することで、当社代表取締役社長は改善指示を行う。また、当社監査役は重要な会議に積極的に出席するとともに、独立的な意 見具申を行うほか、内部監査室や監査法人と連携をとり業務監査や会計監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、法令や文書管理規程をはじめとする社内規程に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、保管及び管理を行う。取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの横断的なリスク状況の監視は、当社のリスク管理委員会を中心に全部署が連携して行うとともに、リスク管理規程及び職務権限規程に基づく権限の範囲内で、各部門の所管業務に付随するリスク管理は、当委員会が行う。また、リスク管理の観点から、適宜社内規程の制定及び改定を実施する。内部監査室はこれらの適切性、有効性を確認する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、迅速かつ的確な経営判断を行うため、毎月1回の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、業務の適正な運営と効率化を図るため、取締役会の下に取締役及び各部門責任者等から組織される本部連絡会議を設置することで、職務が常に適正かつ効率的に執行できる体制をとる。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の経営意思を尊重しつつ、当社取締役が当該子会社の取締役を兼務するとともに、一定の事項については当社に報告を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し助言を行うことにより経営管理を行う。また、毎月定期的に開催される取締役会において、子会社の業務執行の状況を報告することに加え、内部監査室の内部監査により、子会社の業務が適切に運営されていることを確認することで、業務の適正を確保する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確 保に関する事項

当社は、必要に応じ監査役が求めた場合には監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、そのスタッフは、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。また、当該監査役スタッフの任命・解任・人事異動、人事評価及び賃金等の改定については、監査役の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役会からの独立性を確保する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人等は、当社監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を遅滞、遺漏なく報告する。また、監査役監査に必要とする事項に関しても、適宜報告を行う。当社は、当社監査役への報告を行った

当社グループの取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人等に周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用に関する体制

当社は、当社監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用の支出を求めた場合、当該監査役の請求に応じてこれを支出する。会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長及び各取締役との意見交換を定期的に行うとともに、当社の重要な意思決定のプロセス及び業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめその他の重要な会議へ出席する。また、会計監査を行っている監査法人から随時報告を受ける場を設けるとともに、監査に関する情報交換を積極的に行う。

10. 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

管理本部及び内部監査室は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定 する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を 行う。また、取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

管理本部を統括部署とし、反社会的勢力からの利益供与や民事介入等の不当要求に屈しない体制を構築する。新規取引先との取引開始に際しては、外部調査機関を活用し排除を行う。株主の属性判断に際しては、所轄警察署及び福岡県警察本部、顧問弁護士等の外部専門機関と連携することで、反社会的勢力への対策を整備する。また、福岡県企業防衛対策協議会に所属し、定期的に反社会的勢力に対する各種の指導を受けるとともに、情報の共有化を積極的に行う。不良情報等は、管理本部から全社へ伝達することにより、全社的に反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対応を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおりです。(再掲)

反社会的勢力排除に向けた体制

管理本部を統括部署とし、反社会的勢力からの利益供与や民事介入等の不当要求に屈しない体制を構築する。新規取引先との取引開始に際しては、外部調査機関を活用し排除を行う。株主の属性判断に際しては、所轄警察署及び福岡県警察本部、顧問弁護士等の外部専門機関と連携することで、反社会的勢力への対策を整備する。また、福岡県企業防衛対策協議会に所属し、定期的に反社会的勢力に対する各種の指導を受けるとともに、情報の共有化を積極的に行う。不良情報等は、管理本部から全社へ伝達することにより、全社的に反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対応を図る。



1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりであります。

- 1. 適時開示規則に定める会社情報は、原則取締役会の承認により開示しております。なお、緊急時等は取締役会に代わって社長承認で開示する体制をとっております。
- 2. 開示情報は福岡証券取引所へ開示後速やかに当社ホームページに掲載しております。
- 3. 情報管理責任者は、管理本部長としております。
- 4. 情報開示窓口は、管理本部としております。



